

株式会社 リブ・コンサルティング

定 款

2012年	7月	20日	作成
2012年	7月	24日	認証
2012年	7月	24日	会社成立
2012年	8月	7日	一部変更
2013年	2月	1日	一部変更
2013年	10月	30日	一部変更
2016年	3月	22日	一部変更
2019年	11月	12日	一部変更
2021年	7月	19日	一部変更
2022年	3月	23日	一部変更
2023年	7月	24日	一部変更
2024年	3月	27日	一部変更
2024年	5月	30日	一部変更
2024年	11月	5日	一部変更
2025年	9月	16日	一部変更

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社リブ・コンサルティングと称し、英文では LiB Consulting Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営、事業に関するコンサルティング業務
2. 市場調査並びに各種マーケティングリサーチの請負
3. 企業経営全般に関する教育・研修プログラムの実施、提供業務
4. 企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資本提携、業務提携等の企画立案、斡旋及びその仲介業務並びにそれらに関するコンサルティング業務
5. コンピューターシステムの設計、開発、保守及びこれらに関するコンサルティング業務
6. インターネット等を利用した情報システム及び通信ネットワークの企画、設計、運用業務の受託及びこれらに関するコンサルティング業務
7. フランチャイズ形態による加盟店の募集及び店舗運営支援、店員教育、指導及び監督並びにそれらに関するコンサルティング業務
8. テレマーケティング業務全般
9. ベンチャー事業及び有価証券への投資
10. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使するこ

とができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、7名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役が複数名いる場合には、取締役会の決議により代表取締役の中から社長を選定する。代表取締役が1名の場合には、当該代表取締役を社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長及び取締役副社長各1名、専務取締役並びに常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締

役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の排斥期間)

第43条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

変更履歴等

条項数	日付	変更内容等
全文	2012年7月24日施行	
第1条	2012年8月7日一部変更	英文表記を「LIB Consulting Co.,Ltd.」から「LiB Consulting Co.,Ltd.」に変更。
第3条	2013年2月1日一部変更 (2013年1月21日決議)	本店を「東京都中央区に置く」から「東京都千代田区に置く」に変更。
第26条	2013年10月30日一部変更	事業年度の末日を「毎年7月20日」から「毎年6月30日」に変更。
第2条	2016年3月22日一部変更	目的の追加 19. ベンチャー事業及び有価証券への投資
第26条	2019年11月12日一部変更	事業年度を「毎年7月1日から翌年6月30日」から「毎年1月1日から同年12月31日」に変更。] 設立時記載事項のため削除
第28条 乃至 第31条		
第32条		条数を「第28条」に変更
	2021年7月19日一部変更	取締役会設置会社及び監査役設置会社に移行するための、関連条文の追加と修正を行った。 ※新旧対照表は別紙
	2022年3月23日一部変更	監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社に移行するための、関連条文の追加と変更を行った。 ※新旧対照表は別紙
	2023年7月24日一部変更	監査等委員会を廃止し監査役を設置、同時に会計監査人を廃止するための、関連条文の追加と変更を行った。 ※新旧対照表は別紙
	2024年3月27日一部変更	第2条(目的)の見直しを行った。
	2024年5月30日一部変更	監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社に移行するための、関連条文の追加と変更を行った。 ※新旧対照表は別紙
	2024年11月5日一部変更	第3条本店所在地を千代田区から中央区に変更 ※新旧対照表は別紙
	2025年9月16日一部変更	株式公開にあたり、必要な変更を行った。 ※新旧対照表は別紙
第45条	2025年9月16日一部変更	効力発生日を経過したため削除。 削除に伴い、第46条を第45条に条数繰り上げ。
第45条	2025年9月16日一部変更	効力発生日を経過したため削除。